

平成18年7月26日

全国重症心身障害児（者）を守る会  
各支部長 様  
各運動推進委員 様  
各常任理事会委員 様  
各ブロック事務局長 様

全国重症心身障害児（者）を守る会  
会長 北浦雅子

重症児施設入所者の日常生活費の額について（情報提供）

本年10月からの利用契約制度に向けて、会員の皆様は様々な準備を進めておられるのではないかと思います。

障害者自立支援法により、従来、措置費として行政機関から重症心身障害児施設及び重症児病棟を持つ国立病院に支弁されていた日常生活費のうち「日用品費」については、本年10月から利用者がその一部を負担することとなりました。

この「日用品費」の額について、本年5月28日に開催された当会の全国支部長会議で決議し、申し合わせがなされたことを受けて、去る5月31日、社団法人日本重症児福祉協会及び独立行政法人国立病院機構に対し、別紙の文書を提出いたしましたので、その情報を提供いたします。

なお、当会が申し合わせた「必要最小限の額（8,000円）」とは、利用者が負担する額の目安となるものであり、それぞれの施設・病院と利用者（又は成年後見人、親）との間で、話し合いにより日用品費の利用者負担額が決定される場合においては、申し合わせの額に拘束されるものではありません。

記

[情報提供する資料]

「重症児施設入所者の日常生活費の額について」  
（平成18年5月31日 社団法人日本重症児福祉協会宛文書）